

第18回社会保障審議会	資料2-2
平成19年3月14日	

平成19年度厚生労働省予算案の主要事項

平成19年度

厚生労働省関係予算案の概要

平成19年度予算案	前年度予算額	対前年度増加額（伸率）
21兆4,769億円	20兆9,417億円	5,352億円（2.6%）
うち 社会保障関係費 20兆9,659億円	20兆4,187億円	5,472億円（2.7%）

（参 考）

一 般 会 計	82兆9,088億円
増 加 額	3兆2,228億円
伸 率	4.0%
一 般 歳 出	46兆9,784億円
（一般歳出に占める厚生労働省予算の割合）	45.7%
増 加 額	6,124億円
伸 率	1.3%

【一般会計】

(単位:億円)

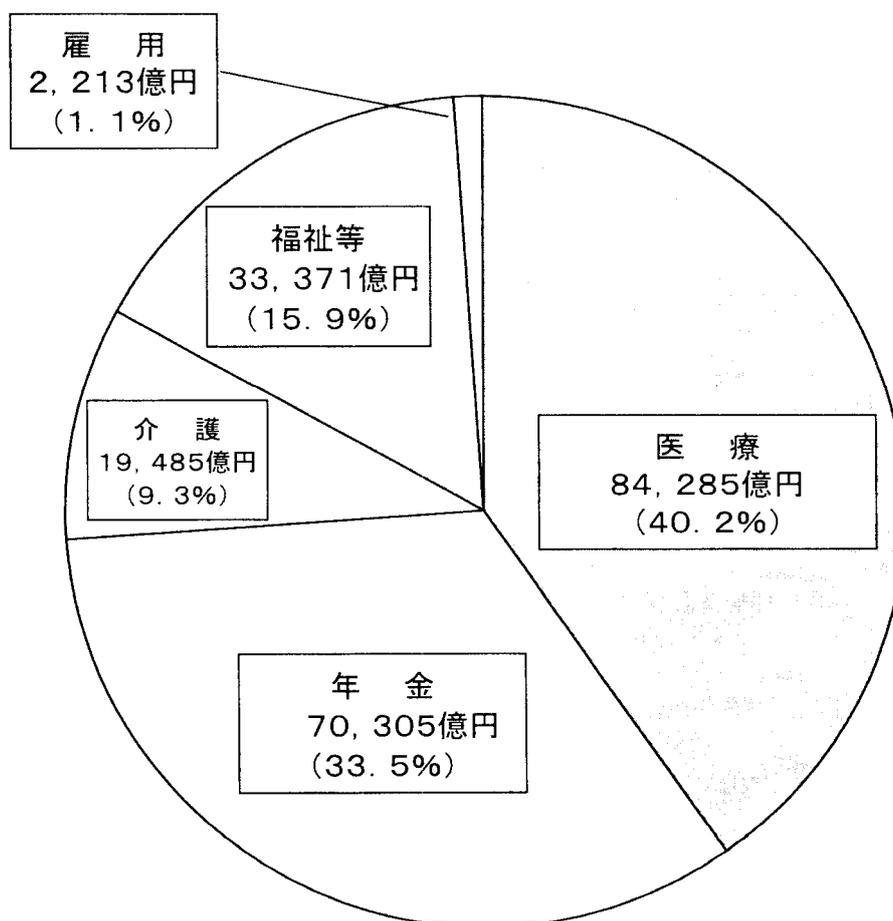
区 分	平成18年度 予 算 額 (A)	平成19年度 予 算 案 (B)	増▲減額 (B)－(A)
一 般 会 計	209,417	214,769	5,352
・ 社 会 保 障 関 係 費	204,187	209,659	5,472
・ 科 学 技 術 振 興 費	1,098	1,118	20
・ そ の 他 の 経 費	4,132	3,992	▲ 140

(注)平成18年度予算額は、当初予算額である。

社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

	平成18年度 予算額	平成19年度 予算案	増▲減額
社会保障関係費	204,187	209,659	5,472 (2.7%)
医療	81,586	84,285	2,699 (3.3%)
年金	66,578	70,305	3,727 (5.6%)
介護	19,143	19,485	342 (1.8%)
福祉等	32,556	33,371	815 (2.5%)
雇用	4,325	2,213	▲2,111 (▲48.8%)



- (注) 1. 平成18年度予算額は、当初予算額である。
2. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合致しないものがある。

【特別会計】

(単位:億円)

区 分	平成18年度 予 算 額 (A)	平成19年度 予 算 案 (B)	増▲減額 (B)－(A)
特 別 会 計	744,181	759,733	15,552
・ 国立高度専門医療センター 特別会計	1,580	1,493	▲ 87
・ 労働保険特別会計	39,992	35,254	▲ 4,738
・ 船員保険特別会計	642	651	9
・ 年金特別会計	701,966	722,335	20,369

(注)

1. 平成18年度予算額は、当初予算額である。
2. 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
3. 年金特別会計については、行政改革推進法に基づく特別会計の見直しを踏まえて
厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合している。
4. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

主 要 施 策

第1 心身ともに健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

地域間、診療科間等における医師の偏在により、医師不足が深刻になっている状況に対応するため、都道府県地域医療対策協議会の取組に対する支援や、小児科・産科における拠点病院づくりをはじめ、「新医師確保総合対策」（平成18年8月）等に基づく各般の医師確保対策を推進することなどにより、安全・安心で質の高い医療提供体制を充実する。

また、生活習慣病対策を総合的に推進するとともに、効果的な介護予防対策や科学技術の振興などを図る「健康フロンティア戦略」を推進する。

さらに、新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実を図るとともに、総合的な肝炎対策を推進する。

1 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

647億円（637億円）

注：括弧内は18年度予算額

（1）医師確保対策の推進

92億円

○ 医師派遣についての都道府県の役割と機能の強化（新規）

13億円

都道府県による地域医療の確保に向け、医療対策協議会の計画に基づく派遣に協力する病院やマグネットホスピタルを活用した研修等への助成を行うとともに、国に、公的医療団体等が参画する「地域医療支援中央会議」を設置し、関係団体等により実施されている好事例の収集・調査・紹介など改善方策の検討、都道府県からの要請に応じ、緊急時の医師派遣など地域の実情に応じた支援を行う。

また、都道府県が地域医療の確保を図るため、独自に創意工夫を凝らした先駆的なモデル事業を実施するために必要な支援を行う。

○ 開業医の役割の強化

5.7億円

小児救急電話相談事業（#8000）の拡充や小児初期救急センターの整備を行い、軽症患者の不安解消を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療提供を推進する。

○ 地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化 68億円

・ 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり（新規）

5.8億円

多くの病院で小児科医・産科医が少数で勤務している結果、勤務環境が厳しくなっている状況などを踏まえ、限られた医療資源の重点的かつ効率的な配置による地域の医療提供体制の構築を図る中で、小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備などを行う場合に、支援を行う。

・ 小児救急病院における医師等の休日夜間配置の充実

2.4億円

小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業及び小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の充実を図る。

・ 臨床研修において医師不足地域や小児科・産婦人科を重点的に支援（新規）

2.2億円

へき地・離島の診療所における地域保健・医療の研修、小児科・産婦人科や医師不足地域の病院における宿日直研修に対する支援の実施等により、地域の医療提供体制の確保を図る。

・ 出産・育児等に対応した女性医師等の多様な就業の支援

1.4億円

病院内保育所について、女性医師等に対する子育てと診療の両立のための支援が推進されるよう基準を緩和する。

また、女性医師バンクを設立し、女性のライフステージに応じた就労を支援するとともに、離職医師の再就業を支援するために研修を実施する。

・ 助産師の活用

1.6億円

地域において安心・安全な出産ができる体制を確保する上で、産科医師との適切な役割分担・連携の下、正常産を扱うことのできる助産師や助産所を活用する体制の整備を進めるため、潜在助産師等の産科診療所での就業を促進する。

また、産科診療所等で働く看護師が、助産師資格を取得しやすくするため、助産師養成所の開校を促進し助産師の養成を図る。

○ 患者のアクセスの支援（新規）

90百万円

複数の離島が点在する地域等において、ヘリコプターを活用し、巡回診療を実施するために必要な支援を行う。

- **医療紛争の早期解決** 1. 4 億円
 - ・ **産科無過失補償制度への支援（新規）** 10 百万円

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組み（いわゆる無過失補償制度）の創設に伴い、普及啓発のための支援を行う。

- ・ **医療事故に係る死因究明制度の検討等** 1. 3 億円

診療行為に関連した死亡事例についての調査分析を実施し、再発防止策を検討するモデル事業の充実を図るとともに、これまでのモデル事業の実施状況も踏まえ、医療事故の死因究明制度、裁判外紛争処理制度等の構築に向けて具体的検討を行う。

（参考）平成18年度補正予算において、小児初期救急センターの整備等の助成及び産科無過失補償制度の創設に向け、調査・制度設計等のための支援を行う。（8 億円）

（2）医療資源の効率的活用による地域医療提供体制の確保 316 億円

- **小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の確保** 89 億円

救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を図るため、救命救急センター、救急医療情報センター、ドクターヘリ導入促進事業等に対する助成を行う。

- **へき地などの保健医療対策の充実** 45 億円

電話やインターネット等により、へき地・離島に勤務する医師に対する専門医による診療相談体制などの充実を図る。

（3）安全・安心で質の高い医療の基盤整備 318 億円

- **医師、薬剤師、看護師等の資質向上** 99 億円
 - ・ 行政処分を受けた医師等に再教育を実施する。
 - ・ 患者の視点に立った質の高い医療の提供や薬学教育6年制における実務実習の指導等を行う資質を備えた薬剤師を養成する。
 - ・ がん・糖尿病看護における臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成、多様な勤務形態の事例について普及を図ることによる看護職員の就業の促進等を図る。

- **終末期医療のあり方についての調査・検討（新規）** 5 百万円

終末期医療に関する、国民、医療従事者、介護・福祉施設職員の意識の変化を調査し、患者の意思を尊重した望ましい終末期医療のあり方についての検討を行う。

(4) 医療分野における情報化の推進 8 億円

○ 医療情報システムのための医療知識基盤データベースの研究開発 (新規)

1. 8 億円

IT化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得るための検索や解析を容易にする日本語版医療知識基盤データベースを研究開発する。

○ 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツールの開発 (新規)

1. 4 億円

異なるメーカー間のシステムを相互接続することに資するよう、相手システムと支障なく情報のやりとりができるかどうかの確認を行うための試験ツールを開発し、その試験結果を公表することにより、医療情報システムの普及と標準化を併せて推進する。

2 健康フロンティア戦略の更なる推進

1, 422 億円 (1, 299 億円)

(1) 「働き盛りの健康安心プラン」～メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) 対策の推進～ 98 億円

○ 広く国民全体を対象とした生活習慣病予防施策 (ポピュレーションアプローチ) の総合的な推進 5. 2 億円

医療構造改革の本格実施に向け、運動習慣の定着、食生活の改善、禁煙を柱とした「健やか生活習慣国民運動 (仮称)」を展開する。

また、若年期からのメタボリックシンドロームを予防するため、20～30代をターゲットとし、食事バランスガイドや健康づくりのための運動指針 (エクササイズガイド2006) を活用した総合的な取組を推進する。

○ 医療保険者による生活習慣病に着目した健診・保健指導 (ハイリスクアプローチ) の実施に向けた体制整備 3 億円

40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、糖尿病等に着目した健診及び保健指導の実施を医療保険者に義務付けることに伴い、保健師及び管理栄養士に対する保健指導の実践プログラムの研修を進めることなどにより、医療保険者による健診・保健指導の円滑な実施に向けた取組を促進する。

○ 栄養・食育施策の推進 6 億円

食育推進基本計画に基づき、食生活改善推進員等の活動を支援するほか、若年者

の肥満や生活習慣の実態を把握し、栄養と運動の両面から肥満予防対策に取り組む。

○ **たばこ対策の推進** 3. 2億円

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえ、禁煙対策を推進するとともに、禁煙成功者を中心とした「禁煙普及員（仮称）」による草の根的な禁煙・受動喫煙に関する普及啓発活動や、飲食店における分煙を推進するなど、たばこ対策を着実に推進する。

○ **地域における保健事業推進体制の充実** 1. 6億円

生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、地域保健と職域保健の連携による保健事業の共同実施等を推進するとともに、都道府県健康増進計画の見直しに向け、引き続き地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援するほか、市町村における保健活動体制や人材育成体制の強化を図る。

(2) 「**女性のがん緊急対策**」 6. 1億円

○ 「**女性のがんへの挑戦**」 6. 1億円

全国的に整備されたマンモグラフィによる乳がん検診の精度を向上させるため、コンピュータ診断支援システムの導入を支援するとともに、検診従事者の育成を図る。

(参考) 平成18年度補正予算において、マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業を行う。(6. 7億円)

(3) 「**介護予防10カ年戦略**」による効果的な介護予防対策の推進

1, 074億円

○ **家庭や地域で行う介護予防対策** 798億円

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、既存の老人福祉センターの改修などにより介護予防サービス提供のための拠点整備を行うとともに、介護予防サービスを提供する地域支援事業を推進する。

○ **介護予防サービスの評価・普及** 7. 7億円

効果的な介護予防サービスを普及するため、事業の実施状況や効果の評価分析を行うとともに、地域包括支援センターの職員の研修を行う。また、市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、都道府県による広域的な観点からの支援を行う。

○ 地域で支える「認知症ケア」 20億円

認知症ケアの人材育成や認知症に関する正しい理解の普及を推進するとともに、認知症の方々やその家族の状況やニーズに適切に対応するための支援体制の整備を促進する。

(4) 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」 244億円

○ 先端医療の実現 129億円

がん、生活習慣病、感染症などの各種疾病対策を推進する基礎とするため、基礎から臨床への橋渡し研究や臨床研究を推進するとともに、国民に医薬品・医療機器を迅速に届けるため、臨床研究基盤の整備及び治験環境の充実を図るための研究を行う。

○ 保健医療福祉を支える技術の開発・普及 115億円

疾病や障害の予防、診断、治療法の開発や老化抑制機構の解明、介護予防、介護技術に関する研究などを推進する。

3 感染症・疾病対策の推進	1,984億円(1,897億円)
----------------------	-------------------------

(1) 新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実 184億円

○ 新型インフルエンザ対策の推進 96億円

新型インフルエンザの大流行に備え、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく施策を着実に推進する。

(参考) 平成18年度補正予算において、新型インフルエンザ治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬(タミフル300万人分、リレンザ30万人分)の備蓄、医療従事者等に緊急に接種できるよう、プレパンデミックワクチン原液の備蓄等を実施。(128億円)

○ 新興・再興感染症対策に関する研究の推進(再掲) 24億円

新型インフルエンザをはじめとする新興感染症や結核などの再興感染症、感染症の原因となる病原体の管理方法など、感染症対策に関する研究を推進する。

○ 病原体等の管理体制の整備(新規) 2.6億円

生物テロの未然防止のための感染症法改正に伴い、生物テロに使用される恐れのある病原体等の管理システムを構築するなど、病原体等の管理体制の確立を図る。

(2) 肝炎対策の推進

75億円

○ 総合的な推進体制の強化

75百万円

検査・治療・普及啓発に係る総合的な肝炎対策が推進されるよう、国において「全国肝炎対策懇談会（仮称）」を設置するとともに、都道府県等において「肝炎対策協議会（仮称）」を設置し、肝炎対策計画の策定等を行う。

○ 肝炎ウイルス検査の実施、検査体制の強化

52億円

市町村や医療保険者において引き続き肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、検査未受診者の解消を図るため、保健所等における利便性に配慮した検査体制を整備する。

○ 治療水準の向上

18億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院（仮称）」を整備し、「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会（仮称）」を設置するとともに、身近な医療圏において症状に応じた適切な治療が確保されるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携を図り、かかりつけ医等への肝炎研修を実施する。また、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発の推進を図る。

○ 感染防止の徹底

27百万円

医療従事者等に対し、感染防止ガイドラインの普及啓発や院内感染対策のための研修会等を実施する。

○ 普及啓発・相談指導の充実

4.6億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催及び新聞広告や電車等の中吊りポスターの掲載により、普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口事業等を実施する。

(3) エイズ対策の推進

83億円

エイズ予防指針の抜本的見直しを踏まえ、青少年や同性愛者に対する普及啓発や、大都市における休日・夜間の検査・相談体制を充実するとともに、HIV感染者、エイズ患者の一部病院への集中の解消を図るため、医療提供体制の再構築などの施策を推進する。

(4) 移植対策の推進

26億円

○ 臓器移植対策の推進

5.6億円

移植医療についての国民の理解を深めるとともに、院内コーディネーターへの研修事業等を実施するほか、肝移植施設や組織バンクの整備を推進する。

○ 骨髄移植等の造血幹細胞移植対策の推進 18億円

骨髄移植コーディネーターの増員などにより骨髄バンク事業を推進する。また、さい帯血採取協力病院への研修事業を行い、より移植に適したさい帯血の確保を図る。

(5) 難病対策の推進 1,147億円

難治性疾患に関する調査・研究の推進により治療法等の確立と普及を図るとともに、新たな難治性疾患について、調査・研究の対象とする。また、難病相談・支援センター事業の充実により地域における難病患者の生活支援を推進する。

(6) ハンセン病対策の推進 454億円

ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者等の社会生活を支援する。また、ハンセン病資料館の運営など、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の充実を図る。

(7) リウマチ・アレルギー対策の推進 13億円

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進するとともに、アレルギー相談センターを設置するなど相談体制等の確保を図るほか、引き続き、喘息死ゼロ作戦を推進する。

(8) シックハウス対策の推進 2.2億円

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究を進めるとともに、その成果を活用した相談体制の整備を図るなど、関係省庁と連携した総合的な対策を推進する。

4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8兆4,209億円(8兆1,502億円)

○ 政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担 8兆4,209億円

第2 がん対策の総合的かつ計画的な推進

我が国のがん対策はこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている。

このような現状及び平成18年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、がん予防・早期発見の推進、がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備、がんの在宅療養・緩和ケアの充実などがん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん対策の一層の充実を図る。

1 がん予防・早期発見の推進

30億円(45億円)

(1) 効果的で質の高いがん検診の普及(一部再掲) 6.8億円

全国的に整備されたマンモグラフィによる乳がん検診の精度の向上を図るため、コンピューター診断支援システムの導入を支援するとともに検診従事者の育成を図る。

また、がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースを構築する。

(参考)平成18年度補正予算において、マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業を行う。(6.7億円)(再掲)

(2) がん予防の推進と普及啓発 24億円

がん予防を推進するため、がんの予防等に関するパンフレットや小冊子を作成するなど普及啓発を実施するとともに、肝がんの予防に重要なウイルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

2 がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備

90億円(31億円)

(1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 3.6億円

がん医療(化学療法、放射線療法、緩和ケア等)に係る専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、放射線技師等を育成するため、これらの医療従事者に対する研修の機会を提供する。

(2) がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進 **54億円**

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、2次医療圏に1か所程度のがん診療連携拠点病院を整備し、緩和ケアの提供、患者や家族への相談支援等の機能を強化するとともに、地域の医療機関との連携を推進する。

また、放射線治療の更なる促進を図るため、がん診療連携拠点病院に対し、高性能かつ先進的な放射線治療機器の整備の緊急支援を行う。

(参考) 平成18年度補正予算において、がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業を行う。(8.4億円)

(3) 国立がんセンター東病院通院治療部（仮称）の設置（新規） **27百万円**

平均在院日数の短縮、患者の身体的・経済的負担の軽減、がん医療水準の向上を図るため、抗がん剤投与の治療を外来で実施できるよう、国立がんセンター東病院に「通院治療部（仮称）」を設置する。

(4) 地域の特性を踏まえた対策の推進（新規） **15億円**

がん対策基本法の施行に伴い、同法に規定する都道府県がん対策推進計画に基づく事業として、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行う。

(5) がん医療に関する情報の収集提供体制の整備 **17億円**

国立がんセンターに設置した「がん対策情報センター」において、がん診療連携拠点病院との連携を図りつつ、がん医療に関する最新の情報を収集し、利用者の立場で整理した情報を提供するとともに、がん対策の企画立案に必要な基礎データを収集・蓄積・分析・発信する体制を整備する。

また、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するため、国立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、精度の高い院内がん登録を実施する。

3 がんの在宅療養・緩和ケアの充実

4. 6億円（2. 4億円）

（1）在宅緩和ケア対策の推進

2. 1億円

在宅療養患者とその家族の生活の質（QOL）の向上を目指し、在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う在宅緩和ケア支援センターを新たに設置するとともに、医療従事者の研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣や普及啓発を実施する。

（2）緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進（新規）

2. 5億円

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにするため、医師向けのマニュアルの作成や研修を実施するほか、一般国民を対象にがんに関する緩和ケアについての正しい知識の普及を行う。

また、医療用麻薬の適正な使用を一層推進するための講習会の開催及びマニュアルを作成するための検討会を設置する。

4 がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興

87億円（83億円）

がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する。

第3 公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安全の確保

少子高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国の経済社会の活力を維持するため、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加に対応し、安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境を整備するための労働契約法制の検討を進めるとともに、過重労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策の推進、非正規労働者の均衡ある処遇、正社員化や能力開発の推進、男女雇用機会均等の推進など、公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安心・安全の確保を図る。

1 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

29億円（11億円）

(1) 安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境を整備するための労働契約法制の整備（新規） 23百万円

働き方の多様化・個別化の進行に対応して、どのような働き方を希望しても安心・納得して働くことができるよう、労働契約のルールの整備を行う。

(2) パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 8.6億円

○ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

8.1億円

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

○ 短時間正社員制度の導入促進

50百万円

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(3) 非正規労働者の正社員化の機会拡大（新規） 11億円

○ ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進

11億円

正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人への提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。

- 正社員転換のための非正規労働者に対する企業内職業能力開発の促進（新規） 7百万円

非正規労働者から正規労働者への転換のための教育訓練を行う等企業内で非正規労働者の職業能力の開発・向上を図る事業主に対する助成措置を拡充する。

- 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備（新規）

34百万円

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発、能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

- （4）職場における男女雇用機会均等の推進

2.2億円

改正男女雇用機会均等法の的確な履行確保のための指導を行うとともに、間接差別の禁止などの改正内容について周知徹底する。

- （5）製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善の推進（新規）

23百万円

製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善を図るためのガイドライン及びチェックシートを請負事業主、発注者に対し周知するとともに、請負事業適正化・雇用管理改善のための行動計画の策定を支援するためのモデル事業を実施する。

2 安全・安心な職場づくり

160億円(196億円)

- （1）職場におけるメンタルヘルス・過重労働対策の充実

28億円

- 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援

2.5億円

心の健康問題により休業等をした労働者が円滑に職場復帰又は雇用継続できるよう医師等専門家を派遣するなど、事業場に対する支援を充実する。

- メンタルヘルス相談実施体制の整備

2億円

地域産業保健センターにおいて行う労働者及びその家族を対象としたセミナーや相談会を充実する。また、産業医に対するメンタルヘルスに関する対応方法についての研修を充実する。

- 過重労働による健康障害防止対策の充実

23億円

過重労働解消キャンペーン月間の設定、事業主が留意すべき事項をまとめた手引きの普及・啓発等により、過重労働に関する相談への対応を充実する。

(2) 危険性・有害性等の調査の普及促進等

5.6 億円

改正労働安全衛生法において努力義務とされた危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）の普及を促進するため、製造業の中小規模事業場、第三次産業、プレス機械等危険な機械の製造事業場を重点に、具体的な実施方法を示したマニュアルの作成、人材養成等の支援を行う。

(3) アスベスト対策の着実な実施

7.6 億円

○ **健康管理手帳の交付要件の見直し**

健康管理手帳の交付要件の見直しを含め、石綿作業離職者の健康管理の充実を図る。

(4) 労災かくし対策の推進

8.2 百万円

労災保険給付請求の勧奨を強化するとともに建設業関係者による協議会を開催する等、労災かくしの排除に向けた啓発指導の強化を図る。

(5) 総合的な個別労働紛争対策の推進

1.4 億円

増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るための紛争解決制度を着実に推進する。

3 労働保険制度の見直し

行政改革推進法を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、雇用保険制度について、国庫負担、保険料率、雇用保険三事業、給付等の在り方を見直し、所要の改正を行う。また、労災保険制度についても、労働福祉事業の在り方を見直し、所要の改正を行う。

○ **雇用保険国庫負担金**

高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止するとともに、当分の間、失業等給付に係る国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げる。

○ **失業等給付に係る保険料率**

弾力条項による変更幅を±2/1000から±4/1000とし、平成19年度から4/1000引き下げる形（16/1000→12/1000）で発動する。

第4 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用・能力開発対策の推進

雇用情勢が改善する中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の地域による取組に対する支援に重点化するとともに、企業の人材確保を支援するためにハローワークにおける求人充足サービスを拡充・強化する。

また、人口減少社会が到来する中、経済社会の活力の向上に向けた人財立国の実現を目指し、現場の戦力となる若者の育成をはじめ職業生活を通じた能力開発を推進するとともに、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機として、ものづくりに対する若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。

1 経済社会の活力の向上に向けた人財立国の実現

406億円（540億円）

（1）職業生活を通じた能力開発の推進 44億円

○ キャリア・コンサルタントの資質向上等のキャリア形成支援の推進

37億円

キャリア・コンサルタントに対する実務研修や実践的助言・指導等の機会の拡大を図るとともに、能力評価試験の統一の実施や資格更新制度の在り方等について検討を行う。

○ 広範な職種を対象とした職業能力評価制度の整備 7.2億円

職業能力を評価する統一の基準となる職業能力評価基準の職種の拡大等を図る。また、非正規労働者を含め、多様な労働者にも対応できるようeラーニングの導入等により職業能力習得支援制度を普及促進する。さらに、企業・業界団体のニーズを踏まえ技能検定職種の見直しを図る。

（2）ものづくり立国の推進 23億円

○ 産学協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした技能の振興（新規） 10億円

若者と障害者による2つの国際技能競技大会が我が国において史上初めて同時開催される「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功と、本大会を契機として、ものづくりについての若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。

- **ものづくりの魅力に対する理解の促進** 8. 8億円
工場、職業能力開発施設等の開放を促進し、ものづくり体験の場を提供するとともに、高度熟練技能者を工業高校等へ派遣することにより、ものづくりに親しむ社会の形成を図る。

- **中小企業等の技能の円滑な継承に対する支援の実施** 4. 3億円
技能継承のための計画的な教育訓練に取り組む中小企業に対する助成や、技能継承に関する情報提供、相談援助等の強化を図る。

(3) 現場の戦力となる若者の育成 7 8億円

- **「実践型人材養成システム」の普及促進（新規）** 3. 7億円
中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

- **産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進** 7 4億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

2 地域の活性化に向けた雇用創出・人材確保の推進

259億円（316億円）

(1) 雇用の改善の動きが弱い地域における雇用創出等の推進（新規）

17億円

地域雇用開発促進法を改正し、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の地域による取組に対する支援に重点化するとともに、雇用情勢が特に厳しい7道県については、より手厚い支援を行う。

(2) ハローワークにおける求人充足サービスの拡充・強化

12億円

求人企業が必要な人材を確保できるようにするため未充足求人に対するフォローアップを着実に実施するほか、求職者に魅力のある求人条件の提案等のコンサルティングや労働市場情報（求人・求職バランスシート、賃金情報等）の提供サービスの充実を図る。

3 外国人労働者問題等への適切な対応

6億円（5.5億円）

- 外国人雇用状況報告制度の見直し 1. 6億円
規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化のためのシステムの創設、法的整備等の取組を行う。

- 研修・技能実習制度の適正化 4. 4億円
労働関係法令違反等の不適切な事案を防止するなどの制度の厳格な運用を行う観点から、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化する。